

求職者支援制度関係参考資料 (10月13日、25日資料より一部抜粋)

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 A	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ● 労働の意思と能力があること ● 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人収入が月8万円以下 [シフト制で働く者などは月12万円以下 (令和4年3月末までの特例)] ● 世帯全体の収入が月25万円以下 ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 全ての訓練実施日に出席している (やむを得ない理由がある場合でも、8割以上の出席率がある) ● 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない ● 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

○ 主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した者 雇用保険の受給が終了した者など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など
給付金を受けずに訓練を受講している者 (職業訓練を無料で受講) [Aのみ該当する者]	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある者など (親と同居している学卒未就職者など)
在職者	働いていて一定の収入のある者など (フリーランスで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など)

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された「地域職業訓練実施計画」に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練など（※）を受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和4年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から6か月（就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和4年3月末までの特例）	
	訓練分野	IT 営業・販売・事務 医療事務 介護福祉 デザイン その他	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	基礎コース：受講者数に応じて定額を支給：6万円／人月
実践コース	訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月 ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円／人月、 30%以上55%未満：6万円／人月、30%未満：5万円以上／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円 ※ 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

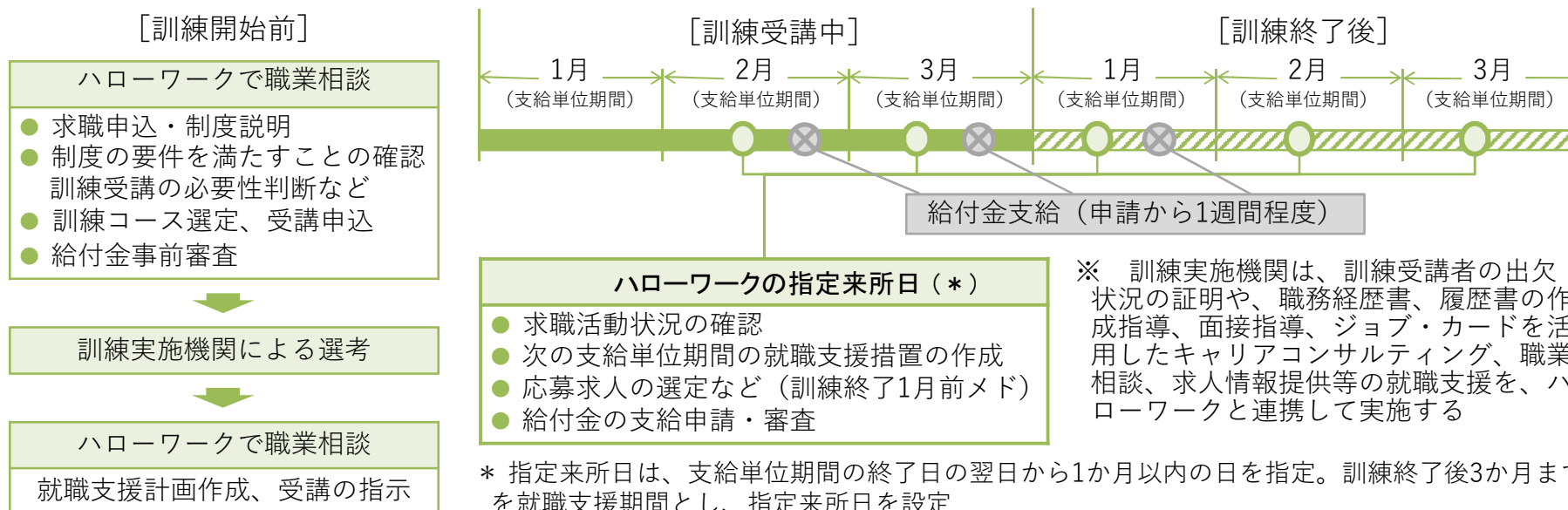
※ 給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援
[求職者支援資金融資]

- ・ 貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・ 利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

※ 就職支援のながれ（3か月訓練の例）



○ 求職者支援制度の財源

原則	—	国庫 1/2	労使負担 1/2 (労使折半)
暫定	当分の間	国庫 27.5/100 (※1)	労使負担 72.5/100 (労使折半)
時限	平成29年度から 令和3年度まで	国庫 5/100 (※2)	労使負担 95/100 (労使折半)

※1 原則の割合 (1/2) に、雇用保険と同様の国庫負担の暫定措置 (原則の55/100を負担) を適用
 $50/100 \times 55/100 = 27.5/100$

※2 現下の雇用情勢、雇用保険の財政状況などを勘案し、雇用保険制度の国庫負担率を5年間に限り引き下げる
 原則の割合 (1/2) の10/100
 $50/100 \times 10/100 = 5/100$

※3 令和3年度予算額：252億円 (うち国庫負担 11億円)

○ 求職者支援制度などの目標 (令和3年度)

新たな雇用・訓練パッケージ (令和3年2月12日/厚生労働省)	訓練受講者数 (求職者支援訓練：約5万人、公共職業訓練：約15万人)
非正規雇用労働者等に対する緊急支援策 (令和3年3月16日/新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議)	訓練受講者数 (求職者支援訓練：約5万人、公共職業訓練：約15万人) 職業訓練受講給付金受給者数：2.5万人 デジタル分野の求職者支援訓練の定員：約5千人

○ 本年に入って講じた求職者支援制度の特例措置など

- シフトの減少により厳しい立場に置かれているシフト制で働く方などが、在職中に給付金を受給しながら訓練を受講し、ステップアップとなる仕事への転職を目指せるよう、給付金の収入要件と出席要件を緩和する特例措置を導入
[令和3年9月末までの時限措置→令和4年3月末まで延長]
- 働きながら受講しやすい短い期間の訓練コースなどの設定を可能とするため、訓練基準を緩和する特例措置を導入
[令和4年3月末までの時限措置]
- 求職者支援制度などを活用して再就職や転職を目指す者に、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、個別・伴走型できめ細かに行う「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を全てのハローワークに設置

収入要件の特例措置

月8万円以下 → シフト制で働く者などは月12万円以下 (※)

※ シフト制で働く者、自営業、フリーランスの者などで、固定収入(*)が8万円以下の者は月12万円以下

- * 固定収入は1か月の固定的な収入（月給制の月給、固定残業代、不動産賃貸収入など）。あらかじめ勤務日数の定めのないシフト制で働く者などは、固定収入はなく、収入要件の特例措置を適用する
- * 給付金は、セーフティネットとして、収入がない、または、少なく生活支援が必要な者に支給するもののため、固定的に8万円の収入がある者には支給しない。8万円は、パート労働者が平均時給で雇用保険の加入要件を満たさない週20時間未満で働く場合の収入額 [従前からの制度の原則]
- * シフト制で働く者などの月の収入が変動する者は、月によって収入が8万円を超えるおそれがあり、そのことが給付金を受給できない在職中ではなく、収入がなくなった離職後の訓練受講を希望することにつながり、在職中からの訓練受講の隘路となる。それを解消し、シフト制で働く者などの在職中からの訓練受講を進めるため、現行の収入要件の上限額（8万円）に、月の収入の変動に対応する金額（現行の上限額の2分の1の4万円）を加え、収入要件の上限額を12万円以下とする特例を設ける
- * 収入要件を満たす場合であっても、雇用保険被保険者は制度の対象とならない [従前からの制度の原則]

出席要件の特例措置

仕事で訓練を欠席せざるを得ない日を、病気などと同様のやむを得ない欠席とする (※)

※ 仕事で訓練を欠席せざるを得ない日を、病気などと同様のやむを得ない欠席とし、訓練実施日の2割まで認める

訓練基準の特例措置

短い期間、時間の訓練コースの設定を可能とするため、訓練基準を緩和する (※)

- ※ 訓練期間：2か月から6か月 → 2週間から6か月
- ※ 訓練時間：原則月100時間以上 → 月60時間以上
- ※ オンライン訓練の設定を促進

求職者支援制度の周知・広報について

(利用者目線に立った積極的な周知・広報)

- わかりやすい広報媒体（周知用リーフレットなど）の作成、周知
- 広報媒体を活用したハローワークでの制度活用の働きかけ

(政府広報を活用した周知・広報)

- バナー広告などを活用した周知、広報

(生活困窮者の支援機関と連携した周知・広報)

- 社会福祉協議会、自立相談支援機関での、ハローワーク職員による出張相談、説明会などの実施
- 社会福祉協議会、自立相談支援機関のホームページへの周知用バナーの掲載（協力依頼）

(SNSを活用したプッシュ型広報の強化)

- 本省のSNS、首相官邸メルマガなどによる制度情報の定期的な発信
- 本省、労働局、ハローワークのSNSによる、訓練コースの募集開始情報などの発信

(民間サイト、雑誌などによる周知、広報)

- 民間求人サイト、求人情報誌などに周知用バナーや制度情報などを掲載（協力依頼）

➡ [周知・広報の成果]
求職者支援制度の
専用サイト月平均アクセス数
前年度から3倍増
約4万件→約12万件

(各種バナー)

再就職 転職を支援 ハローワーク
求職者支援制度
月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練 + 就職 サポート

月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練
再就職 転職を支援!!
求職者支援制度 ハローワーク
詳細はこちら ▶

月10万円の給付金+無料の職業訓練
求職者支援制度 ハローワーク

再就職や転職を目指す方へ
月10万円の給付金+無料の職業訓練
ハローワーク **求職者支援制度**

求職者支援制度の利用者の声（訓練受講に至らなかったケース）

（給付金の支給額について）

- 50代男性。支給額10万円では生活に支障がある。すぐに収入が欲しいので訓練は受講しない
- 資格を取得したいが、扶養家族が多く訓練中の生活費が不足するため、訓練は受講しない

（世帯収入要件について）

- 配偶者の収入が25万円を超え、給付金を受給できない。訓練中の生活費の負担が大きく就職を優先
- 同居家族の収入により給付金を受給できない。無収入で数ヶ月通学するのは厳しく、就職を優先
- 兄夫婦と同居し独立を希望。世帯収入により給付金を受給できず、訓練を断念
- 中退予定の大学生。訓練の受講を希望するが、親の収入により給付金を受給できない。中退して訓練を受講する間の生活費の負担を両親に求められず、訓練を断念

（出席要件について）

- 幼稚園の送り迎えや家事があり、毎日朝から夕方まで休まず訓練に通うのは難しい
- 子供の急病時や学校行事で休む必要があり、毎日授業のある訓練を受講するのは難しい
- 母子家庭の母。中学生の子の育児で急な対応を要することがあり、毎日訓練を受けることは難しい
- コロナの影響で、県外にいる親族が帰省した際に、訓練を休む必要がある。訓練の受講は難しい

（その他）

- 働きながら受講できると思っていたが、転職を前提とした訓練であると知り、受講を断念
- 契約社員の方。退職せずに訓練を受講したかったが、転職が前提の訓練と聞き、受講を断念
- パソコン操作を学びたいと考えていたが、現在の仕事を退職する予定がなく、訓練の対象とならず